

議案第82号

勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例の廃止について

勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和8年3月19日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山温泉センター「水芭蕉」を民間事業者に譲渡するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例(平成23年勝山市条例第20号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。